

令和元年度申請対象分のお知らせ

○高額介護合算療養費制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

○令和元年度分の支給要件・算定基準額

支給要件

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が、一年間(8月1日から翌年7月末まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、次の算定基準額を超えた場合、自己負担額から算定基準額を差し引いた額を支給します。

(注) 自己負担額から算定基準額を差し引いた金額が500円以下の場合には支給の対象となりません。

算定基準額

一部負担金の割合	所得区分	算定基準額
3割	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
	現役並み所得者Ⅰ	670,000円
1割	一般	560,000円
	区分Ⅱ	310,000円
	区分Ⅰ	190,000円

○支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続きについての留意点

支給の対象となる方には、2月下旬にお知らせをする予定です。

お知らせが届いた場合、お住まいの市役所(町役場)の後期高齢者医療の担当窓口申請をしてください。

次の項目にあてはまる方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

◆令和元年8月1日から令和2年7月末までに

- ・市町を越える転居をされた方
- ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方(75歳の年齢到達者など)
- ・後期高齢者医療の資格を喪失された方(亡くなられた方や生活保護を受け始めた方)

支給要件及び算定基準額を参考に支給の対象となるかどうかをご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、お住まいの市役所(町役場)または佐賀県後期高齢者医療広域連合までご相談ください。

○時効についての留意点

高額介護合算療養費は、基準日*の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から2年の間に行ってください。

※令和元年度分の基準日・・・令和2年7月31日

(注) 計算期間(8月～翌年7月)途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日(死亡の場合は、亡くなられた日)となります。

お問い合わせ先
佐賀県後期高齢者医療広域連合
業務課 給付係
電話：0952-64-8476